

参議院地方行政委員会會議録第九号

昭和三十年十二月十五日(木曜日)午前
十時五十二分開会

出席者は左の通り。

委員長
理事

松岡 平市君

石村 幸作君

伊能 芳雄君

森下 政一君

小林 武治君

委員

小幡 治和君

佐野 廣君

齋藤 昇君

笹森 順造君

高橋進太郎君

安井 謙君

小笠原三三君

加瀬 完君

中田 吉雄君

森崎 隆君

岸 良一君

館 哲二君

國務大臣

大藏大臣

國務大臣

政府委員

自治政務次官

自治庁次長

自治庁財政部長

大蔵省主計局長

大蔵省主計局次長

事務局副

常任委員

会専門員

一萬田尚登君

太田 正孝君

早川 崇君

鈴木 俊一君

後藤 博君

宮川新一郎君

大蔵省主計局長

大蔵省主計局次長

事務局副

常任委員

会専門員

説明員

大蔵省理財局 牧野 誠一君
地方資金課長

本日の会議に付した案件

○地方財政再建促進特別措置法案(内閣提出、衆議院送付) (第二十二回国会継続)

○昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松岡平市君) これより地方行政委員会を開会いたします。

地方財政再建促進特別措置法案及び昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案、両案を便宜一括議題に供します。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

ただいま政府より太田自治庁長官、鈴木次長、後藤財政部長、三人見えておられます。大蔵大臣は予算委員会の都合上大体十一時三十分前後に当委員会に出席するということでございます。なお大蔵省の主計局長もしくは次長の出席を今促しております。

○中田吉雄君 後藤財政部長にお伺いしますが、この再建法が通った場合に、実際の利子補給の国の負担を精密に計算されているかどうか、大体予想はどれほど指定になるか、なかなかむずかしい問題だと思っておりますが、しかし来年度予算の要求等もあり、計算されていと思うのですが、その点について、それから政府原案と修正されたものは、どれだけ国の負担が多くなる

かというようなことについてお伺いしたいと思っております。

○政府委員(後藤博君) 利子補給の額は一応予算の上では七千五百万円でございます。七千五百万円の上にとのくらしい要るかと今やっておりますが、これは政令を今やっておりますが、昨日申しましたような格好で、政令は私どもの考え方は、二年ないし三年以下の再建債ができませんものは、これは六分五厘です。二分の補給といふことになりまして、それからこれ以上かかるものについては、最高の利子補給をしていく、五分の利子補給をする。その間の団体につきましては六分五厘から五厘とカーブを描いて計算するような格好にしたい、かように考えております。従って正確な利子補給の額といふものは出てみなければわからないことになりまして、しかし法律でまゐりますと義務費になりますから、これはまあ足りなければ予備費でもらえる、こういうことになるのであります。で、私ども概算で七千五百万円足りるか足りないかといふことであります。私が、私どもの感じでは一応七千五百万円を出発いたしました、大体足りななくても少し足りない程度で済むのではないかと、かように考えております。と申しますのは、七千五百万円といふものに三カ月分、つまり一月から全部やるといふ計算で、二分の補給でやるという計算を進めております、現実的には再建債の申し出をして、それから計画して決議して持ってきた

して承認をするという段階がございますので、もともと本年度中に申し出をして持ってくるころもあると思ひますが、大体二月ごろになるのではないかと、早くても二月ごろになるのではないかと、足りなくてもそう大した額ではないといふように今年には思っております。

○中田吉雄君 どれだけ再建団体として指定されるかといふことが、まあなかなか予測困難な事情もありますが、しかし大体再建債交付分を含めて二百億でいいという計算をされた背後には、府県を幾ら、市を幾ら、町村を幾らといふことを十分な調査をされて、そういうふうな組まれておられるわけでしょうか、もう少し実際どれだけの国の負担になるかといふ、この八カ年の大體の見通しといふものはつかぬのですか。それはどうも、協同組合のこの方式といふものは再建計画と同じ、ほとんど同じ構想の上に立っておりますので、すでに協同組合の再建で国が負担したものが幾らといふことがあるし、わかると思う。それから私がもう一つ言いたいことは、なぜこの国のほんとうの負担を聞いておるかといふと、これでは七千五百万円しか政府は負担しない、再建債が、これは返すのですから、その便宜を与えるのですから、そうするとこれはほとんどこの赤字といふものは地方の責任で起きたといふ、これは赤字の原因にさかのぼれば再建債を世話をするがそれは八年前に返す、たまたその利子の差額の補給を七千五百万しか持たれたといふことに

なりますと、これはほとんど赤字といふものは地方団体が生んだものであるといふ赤字の原因に基くわけ、四百六十二億もある、昭和二十八年ですが、それだけあるのになつた初年度に七千五百万しか持たないといふことになる、ほとんどあげて地方団体の責任で起きたといふことを自治庁自体が予算面で肯定されることになる。これはもう赤字の原因はどこから起きたかといふことは、十分大蔵省の方がおいてなつたら聞きたいと思ふのですが、そういう意味で精密な大體概算をして、一つ一休はどのようにこの再建期間中に国が幾ら持つのだといふことを一つ知らしてもらいたい。

○政府委員(後藤博君) お話でもっともであります。一応本年度の二百億を対象にいたしましたれば、この再建法の成立がおくれました関係で、大體実際再建を始めるのは二月の中頃から、たたくさん出てくるのじゃないか、かように考えられますので、一応七千五百万円に少し足りない程度のもじやないかと、本年度は、ところが来年度の問題になりますと、起債の額を今二百億でございますが、それにさらに幾ら足すかといふ問題になってきます。来年度分は三百億くらい、さらに追加しておるのである、そうしますと来年度の利子補給額は大体二十億前後になりはしないか、かように考えております。従つて二十億くらいは平年度の的に要る、どういふことになるかと考えて

おります。しかし再建計画の年度が、まあ五年のものがあり、三年のものがあり、七年のものがある。こういうことになりまして、その年度がわからなければつきりが出て参りません。しかしこの数年の間は二十億前後になりはしないか、三百億足しますと、五百億としますと大体二十億前後ではないか、かように考えておきます。

○中田吉雄君　そうするとこの八年間にだんだん……いつがピークになるか知りませんが、利子補給がピークになる時がある、カーブを描いてなると思うのですが、そういうことの計算はできませんか。やはり私はこの赤字の根本原因というものを究明しまして、地方財政の運用よろしきを得ない公共団体自身によってきた赤字、それから国が当然なすべき施策をなさなかったことによつて起きた赤字、それから共通に責任を負うべきものというやうなものをがっちりして、そうしてやはり国が持つべきものは持つてやる、地方の負うべきものは負うというふうなことをするために、大よそ国がどれだけ持つべきかというやうなことをやはり出すためには、私はそのほんとうに国が再建期間に出す額というものが大よそ出るべきだというふうには私は考えてこの問題をお聞きしているのです。後藤さんのところには各団体が、私のところは受けた、私のところは受けたというやうな、すでにいろいろ相談もしているし、大体私はつかめているのじゃないかと思うのですが、その辺を含んで、大よそ再建期間中にどれだけ国が持つかという、まあ概算的な数字を……。

○政府委員(鈴木俊一君)　御議論は、

趣旨といいたしましては傾聴いたしたたでございまして、ただ実際問題といたしまして、国の責任に属する問題につきましても、あるいは地方団体によりましては国が財源をもつと見るべきものを見ていないために、たとえば補助事業のいろいろな過ぎ足しなのであります。見えておらぬために地方ではそれだけ赤字ができた、こういうやうなことも言えるかと思ひますけれども、他の団体におきましては、そういうやうな状況にあるのかかわらず、なお赤字を出さない、こういうところもあるわけでございまして、赤字の額といふものを全部拾つて参りまして、必ずしもお話のやうな国の責任に属する面が全部出てくるわけじゃないと思ひます。それから半面地方団体自体の責任に属するといふものを拾つて参ります。これもまあ千差万別でございまして、なかなかむづかしいと思ひます。それを個々の団体について一々精細に原因を探索して参りまして、これも非常にむづかしいのじゃないだらうか。一口に過ぎ足しの事業を、国が補助の基本額が適正でないために負担をしなければならぬといふところも、その事業のやはり取り方等につきましては自主的な面が相当あるわけでございまして、一がいに過ぎ足しだから全部国の責任だとも言いかねると思ひるのであります。やはりそういうふうに具体的な例になります。理論上峻別し得るものも峻別したいというやうなことになると思ひます。従ひまして私どもといたしましては、やはり赤字として累積しておりますものを総体をいかにして解消するか、こういうことで

考えていくほかはないのではないかと。それに対する国の援助措置が、利子補給——今衆議院で御修正になりましたやうな形の利子補給がまだ足りない、こういう総体的な御議論はあるいはあるかと存じますけれども、しかしまあ全体といたしまして、国家財政上の要求もございまして、私どもとしてはこれでやむを得ないのではないかと、こういう考え方に立つておるのであります。従つてただいま御要求になりますやうな調査はちよつと今の事務能力の限界としては困難であり、また事実まだできておらぬのであります。

○中田吉雄君　何か国の責任によつて起きた赤字と同じやうなケースでも、判別がつかぬと困るし、つくこともありません。なかなかわからぬという御議論はよくわかるのですが、しかしおおよそ八年間に赤字を解消すると言われるからは、たとえば造船利子補給にしても、いろいろむづかしい方式があるにしても、予定された最終年度には大体どしどしの利子の総額になるか、毎年どうなるかという……私たちは予算委員会でも資料をもらつて大体わかるのですが、まあ自治庁非常に忙しいので、そういう点が無理かもしれませんが、私の直感では、これではあまりにも国の負担が、援助が少な過ぎる。これでは赤字の原因というものをほとんど地方団体に負わせておることが利子補給の額によつて証明されておるのではないかと。あまりにも少な過ぎるのじゃないか。よくきのうもだいたい出ましたが、朝鮮事業のプームの際に計画を立てたものを、それがデフレに切りかわつた際に、切りかえなんだやうなところでは赤字を起したというやうなことを言

われましたが、協同組合の再建についても、私も経済連の会長をやつていますが、やはりプームのときに仕入れた、それがストックになつて数億の赤字を起したところもあるし、起さぬところもあるし、しかしそれにもかかわらず、協同組合の再建法でもっと優遇をしてもっと立て直し……経済団体ですらも優遇しておる。これはもう全く公法人である公共団体に対して、私という協同組合の再建方式を、経済団体と同じことを持ち込んだ概念に、おいても問題があると思ひますが、そういうことを……私は大体としては七千五百万、来年は二十億、再来年はどうなるか、八年間におよそそれだけ負担するといふことになれば、まあ大よそその国が赤字の原因をどの辺に見ておるかといふことがわかりはしないか、これは次長が言われたやうにないやうですから、仕方がありませんが、そういう意図で私は質問したのであります。そこでこれに関連して、この再建の難易によつて早く再建できるものは利子の補給を少くするといふやうなことが言われましたが、この第十五条では補給することができるといふことになつて、範囲があるのですが、もう少しやはり利子補給の限界をやはりはっきりしてもらいたいと思ひわけでありまして、そしてその基準……いろいろ後藤さん今言われたでしよう、二年でできるものは幾らにする……。

○政府委員(後藤博君)　利子補給の額のみめ方でありまして、この修正案を讀みますと、まあ利子補給を団体によつて変えるといふ考え方はいろいろあると思ひます。ところが政令を作り

ます場合に、修正案の趣旨から申しまゝすると、ある段階をつける、それは別な基準で段階をつけるというふうになるのであります。たとえば赤字の額のうち、半分はたとえ五分の利子補給、半分は二分しかしないというやうなことはできない。全体をどうするかというふうにする以外には方法はないのじゃないかと、かように修正案の趣旨からわれわれ考えたわけでありまして、従ひまして財政力がある程度加味したやはり利子補給をする必要がある、かように私は私どもは考えております。赤字の額とやはりその団体の財政力といふものを考えて、それとを合わせた利子補給の考え方をします。結果から見ますと、それはやはり再建計画が短かい計画で済むか、長くて済むか、こういうことに結果的にまあなるわけでありまして、財政力を加味しますと、赤字の額とその団体の財政力といふものを加味して参りますと、どうしても再建計画は財政力のないところは長くなりまして、従つて先ほど申しましたやうに、おおむね三年未満のところは六分五厘で、それから五年以上のところは五分の利子補給をする。それでその間の団体についてはその六分五厘と、片一方三分五厘であります。その間にカーブを引くやうな方式で、利子補給の率を出してもらいたい、かように考えておるのであります。

○中田吉雄君　これは衆議院の修正で「政令で定める基準により」というふうになつてゐるのですが、もうだいたい前に、前国会にこちらに持ち込まれてゐるのですが、そういうやうな三年未満、五年未満というやうなことで補給利子の率をきめられた。財政力と赤字

の額とを合せてやるということですが、これは結局政府が補給する利子の総額とからんでくる問題じゃないかと思うのですが、これを一律にやるという方式はいけぬものですか。

○政府委員(後藤博君) 「政令で定める基準により」という修正案の文句からして、どうもそれが出てこないのじゃないかと思ひます。法律の修正案です。修正案を讀みますと、「政令で定める基準により、年五分の定率を乗じて得た額を限度として」というふうな書いてあるわけです。その修正案の趣旨をわれわれの方が考えまして、やはり今のような方式以外に方法はないのじゃないか、ほかにもいろいろそれは考えられます、考えられますけれども、どうもこの法律の修正案の趣旨に、法律の読み方の問題になります、読めないのじゃないか、こういうことで、今のようなことに一応してあるのでございします。

○中田吉雄君 原案はどういうふうな構想だったのですか、原案は。

○政府委員(後藤博君) 原案と申されますと、年二分というものが全部であります。「六分五厘をこえるものにつき、年二分」ということで、これは全部であります。

○中田吉雄君 全部ですか。

○政府委員(後藤博君) それから修正案の審議の途中におきましては、五分という説が出ております。それを五分に直す。ところがいろいろ御意見がございまして、そして差等を設けるといふふうになったわけでありまして。

○委員長(松岡平市君) 私途中で聞きますが、原案は二分であつた。今度は五分まで政令で定めてやるということ

ですが、あるいは二分もしない所も出てるのですか。あるいは最低二分はするのですか。

○政府委員(後藤博君) 最低は二分しなければならぬ。六分五厘をこえる二分……

○中田吉雄君 自治庁は昭和二十八年の赤字を四百六十二億ですが、それから大蔵省は三百二十五億というふうな踏んでおるのですが、これについてどういふ御所見を持っておられますか。大蔵省はこれには自分の言っておる方が正しいのだという爆発的な反論をしたような記事を見方を出して

るのですが、実質赤字の計算には重要な問題なんです、大蔵省と比較して、その点一つはつきりお示し願いたい。

○政府委員(後藤博君) 私どもが申しておりますのは、赤字額は四百六十二億あるのであります。大蔵省が申しております三百二十億というのは、再建債の対象になる赤字額であります。四百六十二億の中からたとえば直轄の分担金等の赤字がございします。支払いをしなかつたための赤字、これは別に再建債の対象にする必要はございしません。国に納めるのを延ばせばそれで解決する問題でありますので、そういうものと、事業繰り越しの内容につきまして多少意見が異なっております。

従つて大蔵省流に申しますればわれわれの方の再建債の対象になるものは三百四十億ぐらい——三百三十億から四十億ぐらいというふうになっております。従つて数字はほとんど変つておりません。ただ大蔵省はそれを赤字額という言葉で呼んでおられますので、そこである誤解があるのであります。

す。大蔵省の赤字額と称しまするのは赤字額の中で再建債の対象になる赤字額、こういう意味であります。

○委員長(松岡平市君) 中田君に申し上げます。大蔵省から理財局地方資金課長の牧野誠一君が説明員として出席いたしております。

○中田吉雄君 実質赤字という概念で統一されて出ているのじゃないですか。

○政府委員(後藤博君) おっしゃる通り実質赤字であります。四百六十二億を中心にして再建債の対象になるべきものとならないものとこれを一応そのワケの中で振り分けて参りますと、そういう数字が出て参るのであります。でこの数字は大体大蔵省のと隔たりはございせん。

○中田吉雄君 牧野課長がおいでになつたのでお尋ねしたいと思ひますが、地方財政の再建のためにはまず赤字についてその原因はどこにあるかというところを根本的に究明することが再建の一番近道だというように考へるわけでありまして、そして教年来的赤字に關連して、この地方財政の赤字はどうかでございまして、その原因の究明についてはほとんど議論は出尽くしたというふうに見てもいいと思ひます。

まず自治庁の見解、地方財政審議會、六団体の見解を自治庁側の主として公共団体の側に立つた赤字の原因、もう一つは住宅の方から出されておりますこの予算に載つています地方財政の現況についてというものは、大蔵省が地方財政についてこの赤字をどういふふうに見ておられるかということとを非常に体系的に述べられるし、もう一つこの赤字の見方は福葉さんのやつています国民経済研究協会から国と地方

財政の話という、府県と市町村の財政改善のためにというものが出て、大体大蔵省の御見解、その中間に立つような国民経済研究協会、それから地方公共団体側の見解とまあ三つに分けて編成の面から地方財政について決定的な影響を持つておられる大蔵省の見解というものが非常に重要な問題であるのを見るのですが、これについてかいつまんで一体この地方財政の赤字の原因はどこにあるのか、どつちの原因によつて起きたかということをお説明いただきたいと思ひます。

○説明員(牧野誠一君) ただいまの「地方財政の現況について」という資料、これは私逃げるわけじゃないと思ひますが、実は大蔵省のうちの主計局というところ、私は理財局というところにおりますが、主計局というところでは編成いたしました資料でございまして、それでそちらの方から御説明申し上げるのが適当なじゃないかと思ひますが、その点につきましては……

○中田吉雄君 しかしまあ牧野課長も地方資金課の課長として積極的に参画されておられるのじゃないかと思ひますが、その辺はどうですか。

○説明員(牧野誠一君) これはその資料とかあるいは大蔵省の法的見解というものといたささ離れるかもしれませぬけれども、今のような中田先生からの御質問でございまして、私の感じておりますことを申し上げさせていただきます。それは私どもの率直な感じを申し上げますと、やはり最近の地方財政に關連する制度自体が大きな赤字

の原因になつてゐるのじゃないかと、根本的にはそういうふうに考へられるような次第でございします。と申しますのは、非常にこれはいろいろな資料その他で時に触れて議論せられておるところでございしますが、何と申しますか、非常に金のかかるような制度自体がかなり固まつたものとして運営されている、一方財政力の限界はやはり国と地方と両方足して見まして、おのずから千六百億とかあるいは千七百億とかいうところをそう上回らないという限界がわれわれがあるようなふうに考へられます。それでその限界を突破するよ

うな地方行政機構といひますか、制度といひますか、こういうようなものが全般にでき上つてゐるということが非常に大きな根本的な原因じゃないかと

いうふうに思つておられます。それからさらにそれを拍車をかけます原因として、この地方財政計画と申しますか、地方財政平衡交付金と申しますか、教年来的に行なつた制度が地方財政の収支を、バランスを考へてみて足りない分は国から出すというシステム、あれが一般の行政制度と離れまして財政問題、経済問題としてだけ見ますとあれが一番大きな原因なんじゃないだろうか、これは足らぬものは国が見てくれるという思想に地方の方がかなりなり得るようなシステムじゃないだろうか、それで今平衡交付金から交付税交付金というふうな制度に変わったわけでございますが、やはりその慣性

と申しますか、平衡交付金時代の慣性と申しますか、そういうふうなものが続いておられますし、これはどこにその赤字の責任があるのか、あるいはだれが責任を持つて地方財政、それぞれの

団体のつじつまを合せるべきなのかがはつきりしていないことになるかと思ひます。これが制度面以外の広い意味の地方行政制度以外の財政面から見たら、あるいは経済面から見たら大きな赤字の原因じゃないだろうかというふうに思つておられます。それからさらに細部のことにわたりますが、国の方のいろいろな補助金のやり方その他につきましても、非常に反省を要する点が多いんじゃないか。それからまた地方債のやり方、これについても反省を要する点がかなり多いんじゃないか。それから地方団体自体の方につきましても、これは大体最近非常にしゃんとしてきたという印象を受けておりますが、過去数年間必ずしもびんとしておらなかつた、かなり何とかなるだろうというふうな感じがあつて、運営されてきた面があるんじゃないかというふうに思つておられます。それでこれを何とかするということは、やはり赤字をたな上げするということ、あるいは退職手当をどうするということ、なにと、それだけではよくならないんじゃないか、制度的な改正も伴わなければならないかもしれません、いろいろ運営の面でも国も地方も運営の方法をかなり変えていくということが必要なんじゃないか、大体そういうふうな私ども考えております。

○中田吉雄君 ただいまの御答弁と、大蔵省の「地方財政の現況について」というのはほぼ同じようなお考えのようで、これにも徴税の努力が足らんとか、固定資産の評価が低いとか、大蔵省ほど徴税していないとかいろいろあるが、この全体を眺んでみて重要な点は、制度的な欠陥からきている、こういうふうになつておる。これは非常に私はまた財政運営よろしきを得ないとしても、そういう運営よろしきを得ないこと自体が、そういうやはり私は制度的な欠陥による場合が多いと思ふのです。これはしかしそうなる、非常に赤字の原因がどこにあるかというところがはつきりするのだと思ふのです。制度の欠陥——制度の欠陥ということになると、そういうものは内閣が国会にそういう案を出し、そして国会がきめて、そのワタ内地方団体が泳いでいるわけですから、ですから徴税の努力が足らんとか、人件費をたくさん出し過ぎて、同じ類似の団体でも黒字のところもあるし赤字のところもあるし、不手ぎわがあつたにしてもそういう制度を生んだこと自体は国の責任であるということになつて、やはり私は牧野課長が言われたように将来については根本的な改正をやつて、そういう赤字を生む制度そのものを改めるということは必要でしょうが、しかし赤字をたな上げる際に、やはりそういう制度を生んだ政府並びに国会が責任を持つてやるということが、私は大蔵省の「地方財政の現況について」をたねんに読んでみると、やはりそういうふうになると思ふのです。が、どうなんでしょう。

○説明員（牧野誠一君） ただいま重ねてお尋ねでございますので、私や私の周囲におりますものがある議論をしております際の個人的意見と申します。みなで考えておりますよ。うな思想を大体まとめて申し上げた次第ですが、確かに制度的な欠陥が大きな原因であるというふうには承知しております。しかし、制度の欠陥は運営で直せないというものとも限りませんし、国の方、あるいは地方の方で制度的な改正が必要であるということならば、それもいろいろこれから行われますることだろうというふうに思ひます。運営の面でも相当改善すると申します。努力することによつて、かなりよくなるという面が私どももあるように思つておられます。それで、どちらが先だということは何とも申し上げられませんが、両々相待つて努力して行くということじゃないかと思ひます。

○中田吉雄君 それでは、大蔵省が赤字の責任を逃げられよう、というふうな言ひは少し言い過ぎかも知れませんが、大蔵省は、この「地方財政の現況について」と、それから「類似する赤字及び黒字団体の財政比較」というので、ただいま牧野さんの言つたように、制度的な欠陥、しかし、制度がそうだつて、同じ類似の財政規模の所だつて、黒字の所もあるし、赤字の所もある、財政運用よろしきを得ないのだ、というふうなことを言おうとされていると思うのですが、私も、まるまる国が持つべきだというふうなことは言いませんが、何と云つても、やはり、制度自身の欠陥によつて相当部分の赤字が出たということになる、大まかに言つて、今年のごときは、たつた七千五百万円しか利子を補給しない、それだけ国がめんどうを見てやる、これは国の赤字の責任だ、こういうことで少しは過ぎはしないか。こういうことは少しいう牧野課長にお尋ねすること、は少しどうかと思ひますが、それは、財政運用のよろしきを得ないために生んだ赤字もあるが、いろいろ分析をされて、そして、基本的には、地方行政、税制の欠点だと、こういうふうな結論づけてあるのですから、もう少し持つていただいてもいいのではないかと、という印象を受けるのですが、どうですか。

○説明員（牧野誠一君） ただいまの利子補給の七千五百万円という予算は、たしか大体それに近い額が本年度の予算として、当初から計上されておつたと思ひますが、これは再建特別措置法案の政府原案で、六分五厘をこえて八分五厘までのものについて利子補給をするというふうな想定で計算した数字でございますが、衆議院で修正せられました。その修正案が国会を通過して成立するといふ形になるとすれば、七千五百万円というものが年度当初から必要な額といふことにはならぬかと思ひます。かなりそれを上回る額が計上されなければならなかつたのだと思ひますが、それは差額が二分であるといふ想定で計算しておりましたので、もっと多い額を政府の方は責任の額として考へるということになるのではないかとと思ひます。

○委員長（松岡平市君） 御報告申し上げました。ただいま大蔵大臣並びに原政府委員が出席いたしております。

○中田吉雄君 ただいま牧野課長にお尋ねしたんですが、大蔵大臣がおいでになつたので、地方財政についてもう少しあたためたい御質問でございます。質問というより希望です。ごまかいことはしません。大蔵省が財政懇談会に出された資料がありまして、「地方財政の現況について」という、主計局がおまとめになつたんですが、大蔵省がどういふ態度で地方財政と取り組んでおられるかということがよく出ておると思ふ。それによると、地方団体の財政運用よろしきを得ないために起る赤字もある、徴税の努力が足らぬ、あるいは人件費を国家公務員に比較して高くしたり、いろいろある、しかし、基本的には地方行政制度の欠陥によつて赤字が起きているんだ、だからそういう根本的な改正をせずに赤字対策をしても適切でない、ということがあるのです。そこで、大蔵省とされても、昭和二十九年度末では六百四十八億ですが、赤字が出たのが、運用よろしきを得ないで出たものがあるが、基本的にはそういう制度の欠陥だということになつてゐるんです。そうすると、このたびの再建法に対する大蔵省と自治庁との話で、きまつた利子補給では、あまりにも……これではもうほとんど責任は地方だけにあつて、制度的な欠点によつて起きたというすぐれた分析の結果が、ちつとも出てこない。たつた七千五百万円、衆議院で修正がありましてから数億になるでしようが、それにしても、地方団体が八カ年間で、賦返していくというふうなことで、そういう赤字を生む制度を作つた国といふものがちつともめんどうをみていないという気がするのですが、いかがでしょう。

○国務大臣（一萬田尚登君） ごもつともな仰せでもあると思ふのであります。が、しかし、制度だけがまたこれは悪いというわけではない。制度も悪いという点もあるであらう。私は今ここに至りましては、どちらがどうこうという制度的なことはあまりもう議論いたしたくない。ただ、具体的に、

どこが悪くてこういふうな地方財政の状態になったか、それを事実によつて三十一年度は十分考えまして、それを直すとともに、その際に、私は、ああ、なるほどここが悪かったからこうなったんだということがはっきりする、またはっきりさせたいと、かように考えております。決して地方財政にあたかいた心を持たぬというわけではありませぬ。まあ国家財政からも考え、当面とりあえずなし得べきことをやつて、今申されたように、何だか責任と言いますか、ここがこれほど悪いのにこうしなかつたじゃないかといううなことにについては、私は、三十一年度にはほんとうに洗いざらいして、将来に禍根を残さぬように考えたい、かように考えておるわけでありませうから、どうぞ御了承を願います。

○中田吉雄君 赤字の責任がどこにあるのだというところは問いたくないというのですが、そこはやはり忌憚なく、赤字の責任はどこにあるのだというところを究明することは必要だと思ふ。とにかく、このたびの対象になる赤字にしても、それは地方の責任によつて起きたものもありますが、大半というものは、やはり制度上の欠点から起きておると思ふ。それにしても、あまりにもこれでは、利子補給がたった数億ということでは、全然これはもう地方の責任に負わされて、たとえば造船利子のごときは、言いたくはありませぬが、秀駒ですか、登場してだらめをやっているのに、昭和二十九年より昭和三十一年度の方が五千万も利子補給がふえてゐる。そういううなことですの、はなはだ私は全く大蔵大臣は地方財政に対しては進歩治産者

に対して臨むようなどうも態度をとつておられるように思ふ。とにかく数字に現われている。利子補給の額に現われている、どんなにあなた言われても、その点についてどうです。

○国務大臣(一萬田尚登君) これはいろいろと言へばまた議論になる点もありましようと思ひますが、これは制度の上からどうという……、また地方の実体をいろいろといつてみると、またいろいろなことがあると思ふのです。それがどれというわけにも私はいかないと思ふ。三十一年度にはほんとうに調べ上げて、よく地方財政が今後赤字にならぬように健全に維持していけるようにとやるわけですが、その際に特にまたほかの点は十分考えて参ります。

○中田吉雄君 それでは具体的なことは何ですが、最後に来年度はよく考えよう、来年度は善処しようというところでしたが、やはり、もっと地方団体が要望しているような大幅な無理のない再建が実施できるような予算措置がしていただけるというふうに理解していいんですか。

○国務大臣(一萬田尚登君) どこがどういふふうに要望しておるからどうする、というわけじゃないのでありまして、地方財政の実体をよく調査把握いたしまして、今まで悪かったところを事実上即してこれを是正したいといふこと、こういう作用をするのであります。

○委員長(松岡平市君) なお審議の過程におきまして御考慮をいただきたいと思ひますが、一つあります。と申しますのは、ただいま参議院農林水産委員長から、昭和三十一年度の地方財政に関する特別措置法案に關し、依頼の件、この点について、当委員会は全会一致

をもつて別紙の通り決議いたしました。つきましては、これが実現方格別の御配慮にあずかりたく、右お願いいたしますというところで、お手元に配付いたしました。

昭和三十一年度の地方財政に関する特別措置法案に關する決議案
この件について、政府は次の事項を必ず実行すべきである。

(一) 本年度公共事業費の留保分をすみやかに解除し、これを当初の目的に従つて執行すること。

(二) 臨時地方財政特別交付金の財源を捻出するため、既定の事業、特に公共事業の実施を不当に抑制しないこと。

(三) 交付金の財源捻出のため未施行となつた事業については、来年度においてすみやかに之を完遂することができるよう、予算的かつ資金的裏付けに遺憾なからしめること。

右決議する。
こういうことが私あてに申し出がございました。一応御報告申し上げて御審議の御参考に供します。

○中田吉雄君 ただいま私は自治庁の方と大蔵省の方に主として大半は国会で定めた制度上の欠点のために起きたが、非常にそういうことについて赤字を国が援助をする額が少いという立場に立つて質問したのですが、そういう点から私はこの第二条の第三項の再建の基本方針、この八カ年に自力で返すようになつてゐるわけですが、これが私は国のあたたい援助の手が少いために、この計画を実施することはもうほとんど、これは経費の節減、それから徴税を強化する、地方税を標準税率

よりよけい取るとかいうような、ほとんどこの内容を見ますと、単独事業を切る、あるいは少くする、行政整理をする、そういう税金を限度一ぱい取るといふようなことで、八年間にこの赤字を埋めるということになつてゐるが、これが果して無理なしでやれるかどうか。これが非常に無理ではないかという私は印象を受けるのですが、私も数種の赤字団体を——これをおよそ適用してみたら毎年度のくらしい返済しなければならぬという調査を、数種の団体でやってみたのですが、これはもう単独事業というものをほとんどやることができない。単独事業なんかをほとんどやることができない。ところが、市町村長にしても、知事にしても、積極的な事業を一つもやらずに税金をとり、首を切るだけで、果して長い間興望をつないで、地方自治の行政を推進できるかどうかというところは、やはり限度があると思ふのですが、これではほとんど単独事業なんかはできずに、ほとんどまあ禁治産者のようなことになつてしまふ。これでは私は地方住民の興望をつないで、市町村長なんかはなかなか税金を毎年取り立てるだけ、首を切るばかりといううなことで、果してやれるかどうか。非常に私も国家財政がこういうときですから、節約しなくちゃならぬといふことはわかるのですが、やはり少しづつは住民の喜ぶようなこともしてやりながら、納税にも協力させるといふような措置なしには私はできないと思ふのです。こういうことは相当額の赤字を持つたところは、ほとんど単独事業をやれないと思ふのですが、そういうこととからんで、無理なしに少し引

き締まる程度で果してやれるかどうか、こういうことについてお伺ひしたいと思ふ。

○国務大臣(太田正孝君) 御指摘の通り、地方団体も苦しい状況にございまして、何としてもここで固めていくことが私は第一義と思ひます。もちろんできる限り単独事業などについてもやり得る限りやつていただきたいのであります。第一義に私は考えなければならぬことは、まず固める、整理すると、そして再建して、ほんとうの問題の基本にメスを入れてやっていくということが私は第一義と思ひます。もちろん、時々刻々進んでいく世の中に、そこに生活する自治体の方が伸びていくということも考えますが、まず第一に考えることは、基本的に固い自治体を作り上げる、こういうことに存じます。もちろんでき得る限りにおきまして、ただいま中田さんから申されたような点に注意しつついくのでございまして、第一義は、私はどうして固めることにあつたのか、かように考へております。

○国務大臣(一萬田尚登君) ただいま自治庁長官からも答弁がございましたが、私はやはりこういうものはやる、これをやり遂げるという決意でやはり臨んでいく。まあ七年とか八年とかいう期間です。これは社会にいろいろ変化がありましようから何とも言へないといへば言へないといふことになつておるけれども、こういう場合やはりやり遂げるという決意でやればできると思ひます。

○中田吉雄君 そういう決意をもつて赤字財政と取り組むことは大切なこと

だと思ひますし、私も了解しますが、しかしとにかく地方債を含めて毎年度の実際の収入と歳入が均衡がとれるように経費の節減計画を立て、そうして滞りなく処理し、そして住民税等もできるだけ一ぱい取るといふふうなことで、ほとんどたゞ地方自治団体は生きている、国の委任事務だけをやっていくというので、私は長い間その住民の輿論をつないでやるといふことはなかなか困難じゃないか、限界があると思う。私は数種の団体に当たつたんですが、かなりまあ多くの赤字を持つていたところばかりですが、ほとんど単独事業ができない。国の委任事務だけ、そういうことで税金、徴税を強化し首を切る、そして限度一ぱい税金を取るといふようなことは果して住民の協力が得られるかという気がするのですが、大よそ節減にも限度があると思ひますが、単独事業なんかはほとんどやれぬというふうなことになるなという保証がありますか。これは事務当局でもけっこうですが、そういうことについてどうですか。

○国務大臣(太田正孝君) もちろんすべてを詰めてしまふという意味ではございませんで、公共事業のごときそばんの合算もはもちろんこれはやめていかなければならぬ。またどうしてもこれはやらなければならぬという事業で補助率などの低いものを改めていくという問題も三十一年度予算に取り組むべき最も大きな問題だと存じますけれども、全部消極的に何でもかでもやめちゃうという意味で私は申し上げたのではありません。おそらく大蔵省としてもこのことはお考え願ひ得る。いいか悪いかは判断になりま

すが、何でもかでもやめちゃうという意味ではございせん。さう御了承を願ひます。

○中田吉雄君 しかし収支を合せて借りた再建債をそのワケで返すというところからいへば、現実に今一体、それではきのうの問題になりましたが、そうすると地方団体の予算全体の中で国の委任事務が、七割五分から八割、もつとあるというふうなことになる、あとの一割五分くらいみんな切つてしまふねと実際上は私はできないんじゃないかと思ひます。その辺が私も節減は必要なことと認めますが、しかし住民に協力させるためにはやはり水道をつけてやるとか何とかして税金を納めることに、再建に協力する励みというものが、その辺の呼吸がこれで十分織り込まれていくかどうかということなんです。

○政府委員(鈴木俊一君) ただいまの点は確かに問題になると思ひますが、この再建促進特別措置法案の中にも十七条におきまして、たとえばどうしてもやらなければならぬ道路の事業というふうな公共事業につきましては、そういう非常に赤字の累積をしておいて、再建計画の上でもお話をしようとするところは特別に負担率を引き上げる。引き上げてどうしても緊急不可欠な仕事をやるようにしよう、こういう配慮も加えてあるのであります。そういう規定も入つておるわけでありま

す。それからまたいわゆる公営企業等でございます。収支相償う企業につきましてはこれは起債の上におきましても見ゆる建前になっておりますので、

ただいま御指摘がございましたように、もう一切事業をやらないで、ただ税金を取り、経費を節約して給与と再建計画による毎年の償還分だけを払つていかなければならぬ、そういうような形にはならぬかと思ひます。必須不可欠な公共事業あるいは公営企業等で収支相償うものにつきましては、これはやはり得ることになっておるのであります。

○中田吉雄君 まあ全面的にそういうことを打ち切ることにはならぬと思ひます。無理ならこれは「おおむね」と期限が切つてあるのですが、やはりこれはおおむね七年というのですか、というふうになつていくのですが、事情によつてはこれを十年とされることはあり得るのか。そういう際に大蔵当局はそういうことをこれはまあ無理じゃないかと思ひましたら「おおむね」と書いてある点を実際適用する際に延ばされることに了解がつくのでしょうか、その辺……。

○国務大臣(一萬田尚登君) 私の考えでは今のところはやはり延ばさないといい考えでいつた方がいと思ひます。どうせ先のことではあります。先になつてできないことはこれはできないのですから、これは今のところ初めから延ばすのだということでは意味がなくなつてしまふ。

○中田吉雄君 そうすると第二条の第三項には「指定日の属する年度及びこれに続くおおむね七年度以内」としてある「おおむね」という、こういう意味でどういふことをやはり私はやってみて、実際むずかしいなら延ばすこともできるのだ、そういうことを想定されているのじゃないかと思ひます。

○政府委員(原純夫君) かわつてお答えいたします。「おおむね」とあります通り、実情に従つてきつめてやむを得ないという場合に限り、長い期間で再建をはかるといふことはもちろんであると考えております。

○中田吉雄君 それはどこも地方公共団体としてはこれを受けることを非常に不名誉にしていますから、どこもやはり赤字を作っているところ自身に聞いてみても、そういう点から言へばやはりなるべく早くこういう準禁治産者の規定からのがれたいと思ひます。この点私は長くはほしくないと思ひます。やはりはおおむねといふことを大蔵省としても理解していただきたい。この点ははっきりしてもらわぬとなかなか牧野課長なんかのところにいくととてもきびしいのですから(笑) ここではっきりしておいてもらいたい。

○国務大臣(一萬田尚登君) 御説のようではけっこうでございます。

○委員長(松岡平市君) 私から大蔵大臣、さらに原政府委員に質問いたします。

先ほど委員会に私から報告いたしました参議院の農林水産委員会の決議についてお答えを願ひたいと思ひます。お手元についておりますのであらためて申しませんが、一、二、三の農林水産委員会の決議についてはどのような御見解か、この機会にお答えを願ひます。

○国務大臣(一萬田尚登君) 十分検討いたしました上なるべく御趣旨に沿うように努力いたしたいと思ひます。

○委員長(松岡平市君) さらにそれで

は、この点はどうなんです。

○政府委員(原純夫君) かわつてお答えいたします。「おおむね」とあります通り、実情に従つてきつめてやむを得ないという場合に限り、長い期間で再建をはかるといふことはもちろんであると考えております。

○中田吉雄君 それはどこも地方公共団体としてはこれを受けることを非常に不名誉にしていますから、どこもやはり赤字を作っているところ自身に聞いてみても、そういう点から言へばやはりなるべく早くこういう準禁治産者の規定からのがれたいと思ひます。この点私は長くはほしくないと思ひます。やはりはおおむねといふことを大蔵省としても理解していただきたい。この点ははっきりしてもらわぬとなかなか牧野課長なんかのところにいくととてもきびしいのですから(笑) ここではっきりしておいてもらいたい。

○国務大臣(一萬田尚登君) 御説のようではけっこうでございます。

○委員長(松岡平市君) 私から大蔵大臣、さらに原政府委員に質問いたします。

はお尋ね申し上げます。当委員会がいろいろ審議いたしました過程から委員会全体の空気がして、まず地方財政再建促進特別措置法案については一つは「再建債の額二〇〇億は二十八年度までの赤字額に対する措置であるから、二十九年度の赤字増加額と見合い、必要の額を早急に増額すること。」というように要望したいと考えておりますが、これについては大蔵当局はいかような御見解でありましようか。

○国務大臣(一萬田尚登君) 十分検討してみることにいたします。

○委員長(松岡平市君) 分明いたしません、必要な場合には増額なさるのですか、なさらないのですか。

○小笠原三三男君 関連して今の問題……。

ただいま大蔵大臣十分研究してみると言われましたが、この問題は前国会来二十九年度は赤字が出るという決定的な見通しがあつた。しかも九月半はごろにはその決算額については大よその見当はついている、大蔵省もわかつては、地方財政の赤字克服のためのはっきりした目的をもつて開かれた国会なのです。しかるにこういう要望が当委員会から出て、今後において研究してみますという答弁では、これは委員会としては納得しない。研究はできておるはずなんです。ただこの臨時国会にその具体案を出し得なかつたということとわからぬ。この点はっきりお答え願ひたい。

○国務大臣(一萬田尚登君) 私ただいまの質問のところははっきり聞きとれませんでしたので無念なことをいたしました。むろん出ますれば増額すること

は、この点はどうなんです。

○政府委員(原純夫君) かわつてお答えいたします。「おおむね」とあります通り、実情に従つてきつめてやむを得ないという場合に限り、長い期間で再建をはかるといふことはもちろんであると考えております。

は、この点はどうなんです。

とにしたいと思います。

○委員長(松岡平市君) 大蔵大臣、私が御質問申し上げたことがわからないで御答弁になったのですか。(笑)はなはだ困る。

○國務大臣(一萬田尚登君) そういうわけじゃなかったのですけれども、わかつたのでありますが、(笑)不明確であつたので、今それを隣に聞いたわけでごいまして、十分理解がいきま

○委員長(松岡平市君) もう一点お尋ねいたします。「再建債の利子は三分五厘以上の部分を五分の範囲で国が補給するにかんがみ、一般地方債については政府資金の利率を引き下げて均衡を得しめるよう努力すること。」こういうことを委員会として御要望申し上げたいが、これについての大蔵大臣の御所見を聞きたい。

○國務大臣(一萬田尚登君) 御趣旨はわかるのでありますが、実際利率を引き下げるといふことは困難であると私は思ひます。なお決議の御趣旨もありますので十分検討は加えて……。

○委員長(松岡平市君) 努力なさるか、なさらないかということを開いておるのです。

○國務大臣(一萬田尚登君) 努力はいたします。

○委員長(松岡平市君) 三十年度の地方財政に関する特別措置法案に關しまして三つお尋ねいたします。一つは……。

○中田吉雄君 まだ質問があるんですがね。

○委員長(松岡平市君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(松岡平市君) 速記を始めて。大蔵大臣にお尋ね申し上げます。昭

和三十一年度において地方行政財政制度に關する技術的対策を樹立し地方財政計画に遺漏なきを期し、もつて赤字の繰出を防止すること。こういうことにつきまして大蔵大臣並びに自治庁長官御両方からこれについてはつきりした御見解をお聞かせ願ひたい。

○國務大臣(一萬田尚登君) 全く同感であります。

○國務大臣(太田正孝君) 極力この線に沿つてやつていくつもりでござい

○委員長(松岡平市君) 第二点は「今回の地方公務員に対する期末手当の財源捻出不能分については通常国会において必要な財政措置を講ずること。」という希望を持っておりますが、これに對して大蔵大臣の御見解をお聞きたい。

○國務大臣(一萬田尚登君) 十分検討いたしました上、御趣旨に沿ひますよう努力をいたす所存であります。

○委員長(松岡平市君) 次は「公共事業費の繰延べについては事業の実施に實質的に支障を來たさざるよう万全の措置を講ずること。」この点について特に大蔵大臣の御見解をお聞きたい。

○國務大臣(一萬田尚登君) 関係各省と協力いたしまして極力努力をいたします。

○中田吉雄君 この再建計画を立てる際には先申しましたように、経費の節約と滞納の処理と徴税限度一ぱい取るというのが大體再建債を返す計画の内容になつてゐるんです。

そこで大蔵省の方にお尋ねします。が、国税と地方税との滞納の状況、そしてまた大蔵省の見解ではわれわれが見るとどうも国税と同じようなや

徴税率であるべきだといふようなことが前提になつて、滞納処理の努力が足らんとするやうになつてゐるが、一

つと前から地方税と国税との徴収上またどの辺まで実際の努力で取り得る限度かといふやうなことに對して、お伺ひしてみたいと思ふ。これは再建計画の實際の内容にかかわる問題です

から聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(宮川新一郎君) ただいま資料の持ち合せがございせんが、大よそ国税の滞納額、地方税の滞納額、

ほぼ同額の滞納額があつたやうに記憶いたしております。これにつきましては、滞納整理につきましては極力でき

ますよう、関係方面とも交渉いたしまして努力いたしたいと思ひます。

○中田吉雄君 大體私はまあ国税にはいい税金ばかり、徴税の容易な税金ばかり国税になつて、地方税はまあごみ捨て場みたいなのです。大蔵省が取れるだけ取つた残りが行つてゐるやうなわけ……。實際同じ努力してもなかなか困難だと思ふのですがね。その辺やはり理解がないとこの再建計画、直ちにこれはもつと徴税していいのじゃないか、大蔵省これだけ取つてゐるのだからもつと取ればいいじゃないかとい

うやうなことになる、なかなかめんどろですが、これはできるだけ滞納がないやうにすることが望ましいことは、私もそう考へます。やはり国税と地方税との本質からいって、少し徴税率が地方の方が低くても大體余儀ないと思ふのですが、その辺どうですか。

○政府委員(宮川新一郎君) 地方税の方

が滞納率が多くても余儀ないのではないかという御意見ですがこの点につ

きましては先ほど御決議がありました線に沿ひまして、地方財政計画を的確に作る上におきまして、歳入の見積り等につきまして、無理なことのないやうに極力いたしたいと思ひます。

○中田吉雄君 そうすると地方税の特殊事情は十分認めていただくといふことになる……。

○政府委員(宮川新一郎君) その辺のところは自治庁当局とも十分相談いたしまして、どの程度滞納整理ができませんか、相談いたしたいと思ひます。

○小笠原三三男君 これは他の委員が大蔵大臣にお尋ねしてゐることかもしれませんが、前国会に引き續いて関係のあることですからお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(一萬田尚登君) 今度の特別措置法で、交付税率は引き上げることなしに、他に財源を捻出して本年度もそれを措置したといふことですが、これは前回も自由党が本年度二五%の交付税率の引き上げの法律案を出し、民主党もこれに同調しておつたやうに伺つておるのですが、保守合同に伴つてこの問題は

大蔵大臣としましては了解せられて、この財源が今日交付税率の引き上げに見合うものがないとして臨時的に便宜的にこゝういふ方法をとられたのですかどうか。ということは將來この二五%の交付税率の引き上げそのものが、基本としてはその通りであるといふ御認定のもとに便宜的にこゝういふことをおやりになられたのかどうかという……。

○國務大臣(一萬田尚登君) その点についてはこの三十一年度につきましては、とりあえず三十一年度の地方財政の窮迫を打開しよう、そして三十一年度

に根本的に地方財政を、地方財政に今後赤字が出ない根本的な対策を立てるわけでありまして、それには先ほどからいろいろお話がありましたやうに、行政面、税制面、さらに財政の運用面等について、この点がこの際は今言つたやうに税の問題がありますから考へる。こゝういふことになつております。

○小笠原三三男君 そうしますと、交付税率の引き上げの前回に保守党の諸君から出たこの法律案は、ただ単に立ち消えになつて新たな構想で政府としてはお考へになつておるといふことですか。鳩山総理の毎回おっしゃることでは、この保守合同は政權の移動ではないといふことを再三おっしゃつておられる。そしてしかもこの二五%なり来年度から二八%を交付税率引き上げするといふことは、これは前国会において自由党の方から出たのだけれども、超黨派的な立場でこれが出ておつたものと私は前委員長として了解しておる。これが立ち消えになつたのですか、この計画は。

○國務大臣(一萬田尚登君) それは私は立ち消えではないと思ふ。三十一年度まで保留しておる、かやうに考へておるわけでありまして。

○小笠原三三男君 そうしますと、端的に伺ひますが、三十一年度の通常予算をお立てになる場合には、まずもつて基本的には交付税率の問題についてどうしても検討をせられ善処せられなければならぬといふやうに大臣としてはお考へになつておられるのですか。その率のいかんを私は聞いてゐるのではない。この問題についてどうしてもやはり考へなければならぬといふことになつておるのですか。

○國務大臣(一萬田尚登君) これは私の考えでは、三十一年度には、先ほどのように広範な面にわたりました検討が加えられるわけでありまして、それだけでそういうふうな検討の結果を待たなくてはならぬと思っております。従ってそういうふうな結論が出るまでやはりこれは保留される、かように考えております。

○小笠原三男君 私はこの問題は、保守合同をし、この臨時国会を迎えるに当って政府内部で、党としても重大な問題だと思つて、そういう先の見通しをあいまいにして、そして単に便宜公共事業費その他の繰り上げで財源を浮かしてこの地方財政を補てんするという方式だけを切り離して大臣は考慮しなされたのですか。将来のこの見通しは何ら持たぬのですか。

○國務大臣(一萬田尚登君) 将来の見通しと言いますが、この地方の財政を基本的に立て直すためには今申し上げたようにただ一つの事柄だけではいけません。行政面においても税制面においても、さらにまた財政の運営その他についても基本的に今回は考へてみなくてはならぬ。従いまして交付税の率をどうするか交付税はどうするとかいうことも、税制について考へる場合に考へていくまた地方の行政のあり方とかいうようなことまで、どこまでこれが考へられていくか、これは今後の検討に待つのでありますが、そういうことの考へられた結果は、財源、いろいろな点において私は変化を生ずることこれもやむを得ないと思つて、それからまた保守合同のことと交付税のことを、そう私はこれは当時の民主党は提案はしておられたわけでは

ありませんので、これは自由民主党という一つの新しい政党の基盤の上にも立ちましたので、これは私いささか考へが違つたように思ひます。

○小笠原三男君 鳩山総理は新しい基盤の上に立つたとは言わぬのですか、新しい基盤の上に立つたならなぜ解散しない。鳩山総理はそういう場合には解散する、政権の移動ではないから解散しないと言つてゐる。だから私はその点について申し上げるのですが、ただ大臣のおっしゃる点については、もつともな点はある。それは地方税制を根本的に改革する、それと見合はせば交付税法がどういふことになつていくか、そこまで手をつけるというのならこれは大臣のおっしゃることも私は一部肯定できます。しかしそこで根本的な問題ではなくして、一、二の税制を、税法を改正するといふだけで、基本的な骨格的な交付税率の引き上げ問題について見通しがないといふことは、私は大臣としてどうかと思つて。それはあつてもただ今言えないだけのことで、だと思つて。しかしこれは自由党として、責任をもつて提案せられたわけ、責任をもつて提案せられたわけ、自由党の方々も多数おられる新しい自民党であるといふことは、天下の公衆として國民に対してどういふことになるかといふ説明は、はつきりあるべきはずだと思つて。ただこの際その説明は聞き得ないかも知れませんが、通常国会において具体的な問題が出たとき、大蔵大臣からはつきりした所信が伺われることを私は期待する。

次に第二の問題として、この財政再建法を出しました場合に、二十九年

の問題が出ました今、大蔵大臣明快にその赤字がはつきりすれば、これについて増額手当をするといふ御答弁でしたから、これはよろしい。もう一つの問題として起つてゐるのは、二十八年以降で、地方の公務員の給与が低いといふことで、地方財政計画で切り捨てられた部分がある、この部分については、再三委員会として討議が行われましたが、前自治庁長官は、この財政再建法を提案した際には、この給与の問題については徹底的な調査をし、その結果が九月、十月ごろ出たときにおいて抜本的な対策を措置する、こういう御答弁だったのであります。ところが最近この地方公務員給与実態調査の結果が中間報告として出ておる。新聞紙で報道せられるように、財政計画上それは県職員なり市町村職員において差等があるにしても、全体として地方公務員の給与の見込みが少かつたといふことが明らかになつておる。この点は過去の赤字の一つの原因ともなつておる。また現実の問題としてその問題を考へるならば、給与が高からうが、しかしながら地方は支払いをしておつたのですから、この点の赤字といふことが大きく今日出てきておるわけなんです。従つてこの臨時国会の半ばでこの点は間に合なかつたのです。通常国会においてこれがどう措置されるのか、その見通しがなければ、財政再建法の特別措置法も通つたところでもたゞ赤字の上塗りになつて。従つてこの点は政府から、私は特に大蔵大臣からどうせられるのかお伺いしたい。それから自治庁長官にもどうするかお伺いしますが、その際に地方公務員として心配せられておる給与

が高いといふ部分について、個人々々の地方公務員に対して政府はどう措置しようとしておるのか、このことは非常に重大であります。従つて長官の御見解を承りたい。

○國務大臣(一萬田尚登君) この給与が国家公務員に対して高いといふのが今度の実態調査の結果で出ております。この措置につきましては、私は三十一年度におきまして、地方財政の根本的な処理を加へる場合に処理いたしたい、かように考へております。

○國務大臣(太田正孝君) 御指摘の給与問題が、非常に地方の赤字の中心とまで言つていい問題だと存じ上げます。で、すでに発表いたしました実態調査の結果を見ますといふと、世間で期待しておつた点とは別といたしまして、実際支給されてゐる額と、財政計画上にある額と、国家公務員の額と、この三本あるわけでございしますが、現在給与されてゐる額、いろいろまちまちになつております。実は五大都市が非常に多うございしました。それから教員の方も相当多かつたのですが、町村はうんと、といふこともありませんが低くなつております。差額を見ていきますといふと、今の給与されてゐる額と財政計画上の数字とは、百九十億円ぐらゐ違つたと思ひます。それから国家公務員との比較におきましては百六十億円ぐらゐ違つた。これは出たままの数字でございします。今お話の高い方はどうするかといふことは、これはやはり自治体の措置にまかすよりはかにないかと思ひます。低い方が、お話の点について三十一年度のときに大蔵省と話し合つてきめたい、こういうふうに二段に分けて考へております。

○小笠原三男君 私は大蔵大臣には財政上の問題として伺つてゐるので、高い低いといふ批判を伺つてゐるのではない。高いことははつきりした。あなたの言う通り低いものもある、自治体として地方財政計画に見込まれた金額が少い、国家公務員と比較して少い、これだけは確実な数字なんです。それで大蔵省はこれについて過去の、あるいは将来の分についてどう措置するか、その措置がなければその部分は、財政再建法に載つていないのですし、今度の特別措置法で配分する対象にもなつていないのです。この給与費の問題は来年からは、どうしようか、こうしようか、抜本的におやりになるとしても、二十八年度以降今年までの三カ年間のうちの、これで地方財政計画の見積り過小のために生じた赤字についてはどう措置するか、こういうことを大臣に承つておるのです。これは今日まで財政再建法なり特別措置法の対象ではない、それとは別個に考へることを自治庁長官として言明しておるのですから、大蔵当局もいやこれは二百億で見るんだ、百八十八億で見るんだとか、どこから押しても計数的には言えないのです。従つてこれはどうなるのかといふことを聞いておるのです。

○國務大臣(一萬田尚登君) 三十一年度以降において地方財政に赤字が出ないようにする、こういうことになるのでありますから、三十一年度の措置の場合にそういう点をむろん考へに入れて処理をするつもりでおります。

○小笠原三男君 将来のことは一応それで、抽象的にも対策は通常国会に出るでしょうから、それまで待つとし

私ども非常にごもつとも思いますが、今回のこの赤字に対する二十九年度の対策は、何も国がどうかというのではなくて、全体の赤字について、くろめて国家としてああいう措置をとり、

利子負担をするということで処理しようということなんでしょうから、さよう御了承願いたいと思います。

○小笠原三三男君 いずれ、自民党になろうが、自由党時代であろうが、民主党時代であろうが、今日の保守政の前身の方が国会に対して約束してきたことなんです、これは……。いづれ給与の実態調査をする、大蔵省の方は高いということで自治庁を圧迫して、三百何十億というものを切つとばしたのです、地方財政計画を……。そしてこの給与の実態調査の結果を待って来たわけなんです。出たところが全体として地方公務員の給与の見積りが過小であった。大蔵省の考えが、全体ではありまじやう、三百何億全部ではないが、いづれ見直しを誤った。もしも地方公務員の方が低いというのなら、そのとき国は責任を負うというところは再三この委員会で歴代の大蔵は答弁になった。これどうなるんですか、そんなことと……。

○政府委員(富川新一郎君) 調査の結果に基くものでございますので、大臣にかかりまして御答弁申し上げます。(尊重せなければだめです)と呼ぶ者あり。今回の調査の結果、ことしの一月十日現在におきまして、先ほど自治庁が御答弁になりましたように、実態はわかったものであります。二十九年までの給与分につきましては、ベース・アップのものはそれぞれあります、あるいは交付税率の引き上げに伴いまして財政計画を直します。それぞれ所要の措置をとってきたのでありますが、今日におきまして、果してその財政計画上、この実態調査の結果とどれくらいこの当時乖離があったという

ことはなかなか的確につかみたい問題ではないかと思うのであります。この点は二十九年までの分は、先ほど御審議願つておりました再建整備の方で処理することとしたしまして、今回判明いたしましたものにつきまして、財政計画に上国の基準に直しまして、不足のものについてはなおこれを的確に直しますとか、その他定員につきましては財政計画上の定数よりも多いところもございまして、その間の調整もありますし、また交付団体別に検討を慎重にいたさねばなりませんので、この辺のところは自治庁ともよく相談いたしまして、適正なものにしたい、かように考えております。

○小笠原三三男君 財政部長に伺いますが、二十九年までは交付税率引上げその他に追加して、実態に即応するように金が出たやの御答弁なんです、が、そうなるっておったのですか。

○政府委員(後藤博君) 今富川君のおっしゃいましたことは、私はそうではないと聞いております。つまり二十六年三百八十幾らですかふえたときに、以来いろいろの形において、交付金ないし交付税の場合にみえ、それは従来の経過からみてきた、それが重なる参つておられますけれども、二十七年ごろからあります、そのときの話でも、財源措置すべきであった額というものが明確に出ない、出ないし、現実には赤字となつて出ておるのであるから、一応処理したものと考へていくというふうなお話ではなかったかと私は思ふんであります。○小笠原三三男君 財政部長に伺いますが、それではあなたの方で自治庁の方で了承するわけですか。

○政府委員(後藤博君) 私ども過去の分につきましては、これは赤字の格好で出ておりますが、再建整備法の対象にして赤字を処理するのであります。問題は将来の問題としてこれを財政計画に反映して直していくということとしないかと考えております。

○小笠原三三男君 そうすると、結局切つとばした分、消極的には強奪した分については返してやるという親切はないわけなんですか。そうして赤字として、将来やっぱり貸借の関係で取り立てると、こうなるんですか。

○政府委員(後藤博君) 返してやるか何とかいうことでなくして、将来の財源措置としてそれを財政計画に織り込んでいけばそれでいいんじゃないか、過去の分は赤字の処理の問題として一応片づくのではないかと、かように考へておるのであります。

○小笠原三三男君 国の財政計画のあやまちから起つてきた部分について、赤字債券はみな貸借でやるのですから、くればなしの金はないのですから、当然過去の毎年度において、適正な国家公務員並みの財政措置がとられれば、こういう問題は起らないかと思ふのです。全体としてはです、個々の公共団体においては、それぞれ差異があるでしょうが、それをみんないくつものためにして、そうして起償その他によつてだけこれを見るというところは、あまりにこれはいわゆる國の力を地方に押し過ぎるのではないかと、地方自身の赤字の責任というものが、國にもはつきり現れてきた、國にもあるというものがはつきり現れてきたら、これは過去にさかのぼって、何らかめんどろを見るという必要が

起つてくるんじゃないですか。これはたとえば給与の実態調査の場合に、地方財政計画という場合に、再三あなた方が、われわれに答弁したことじゃないですか。そのとき考へるという、そのとき考へるということとは、一般の赤字と同じに金を貸して、それで処理させるのだというふうには、私たちが了解しておらなかつた。どうなんですか。

○政府委員(後藤博君) いろいろそのいきさつがありまして、二十六年度に下げたわけでありまして、しかし、一応下げたことに政府として決定して下げたわけでありまして、従つてその後実態調査を何度もお願いして、やつとことしになりました。実態調査ができたのであります。従つて過去の分がいかほどであったというところは、これは地方団体自体にも昇給のものもございまして、いろいろの需要がございまして、はつきりした計数は出ないと思ひます。従つてそうでなくして、将来の財源を与えることによつて、過去の赤字の処理をする場合に、それを償還の財源に充てることになるのでありますから、結果的に申しますれば、それでもって満足してもいいんじゃないか、かような立場から、われわれは将来の財源措置を強く要望したい、かように考へておつたのであります。大臣も大体そういう御趣旨で私どもは御説明になつたかと考へておつたのであります。

○小笠原三三男君 将来の財源措置というものは、過去の赤字に対して有効に影響する、結局は間接ではあるが、過去の赤字を克服するのに足るのだというだけの財源措置ならそれでもいいです。しかしそういう見通しがありですか。

○政府委員(後藤博君) まあ先ほどの数字は別にしまして、一時再建整備を借ります団体におきましては、その償還の財源の問題がございまして、従つて償還の場合に交付税率を引き上げるとか、財源措置を新たにいたしますれば、償還が容易になつて参ります。従つてそういうことにも参ります。今まで苦しいやつ参りましたところ、は、財源措置をすることによつて、これは他の今までできなかった単独事業もできていく。それから多少の赤字のところは、やはり赤字の解消にもなる。こういう意味で私たちは、将来の措置を講ずることによつて、やはり解決していくのはいいのではないかと、かように私どもは今まで考へておつたのであります。

○小笠原三三男君 それから自治庁長官に伺いますが、全体の財政問題としては、地方公共団体と國との関係はそれでかりによしとしまして、過去に、初めから計画にそぐを来たし、地方にそれだけのしわ寄せがいったために、個々の対象になつてゐる地方公務員が、昇給昇格のストップだとか、あるいはそのことのために起つてきた行政整理だとか、こういう犠牲をいられた。その個々の地方公務員は、何ら責任がないことなんです。少くとも地方公務員の給与のストップなり、あるいは昇給昇格は形式上しながら、実質は交付行為をもつて、その手取りが少くなるというふうな措置は、國が初めからこれを吹飛ばし、誤まつたために起つてきたことだと思つてゐる。個々の公務員については何ら責任がないのに責任を転嫁することは私はいかぬことだと思ふ。不当なことだと思ふ。こ

これはもとに戻りますか。公共団体と国との関係はこれでいいとしましても、個々の公務員の扱った犠牲はもとに戻りますか。これは自治庁長官に伺いたい。計数が明らかになったのですから。

○国務大臣(太田正孝君) はなはだ不勉強でございまして、過去のこととは私はここで小等原委員からお聞きしたような状況でございしますが、すでに切られたという各個人はどうなるか、こういうお言葉でございしましたが、これは各自自治体におきまして処理した上のことであらうと私は考えます。

○小笠原三三男君 その通りです。地方公共団体が自主的に処理したことであり、そうして自治庁が指導監督したものでないことは再三自治庁でも言明しておることなんです。ただ自治庁に伺いを立て、そうしているいろいろの方法を講じたという事実はある。しかしそれは地方公共団体が自主的に自発的に定めたことだと言いましても、その原因は地方財政計画の見積りが過小であった、意識的に給与費を吹き飛ばしてしまつた、こういうようなところから全般的に地方財政の窮乏を来たして、そうして公務員に給与せがいつて給与の昇給昇格のストップとなり、寄附という問題が全国的にはうはいとして起つてきた。これはだから、一、二の公共団体の問題でなくて、そのあがつておる全国的な趨勢からいっても、一般的に財政措置上、あるいは運用上の欠陥というものがそこにしわ寄せになつていったと見られべきなんです。しかもその中には確かに地方公務員として国家公務員より給与の高い職種のものもございまいしやう。しかし一般論として、そういう趨勢を引き起したのとは、

これは国の責任なんです。だから私は今後において少くともそういう何と申しますか、何ら責任のない個々の公務員にまで国の財政施策が影響し、しわ寄せになつていくというやうな、そういう冷たいやり方はおとりやめ願ひたいと思う。根本的に大蔵大臣も考えになるというならば、そういう点は十分御考慮を願ひたいと思う。自治庁長官もこれが過去のそういう地方公務員の実態がこのままであつていいとお考えですか。地方においては長官なり、大蔵大臣なりがめんどろさえみてくれれば、なんで公共の福祉のために奉仕している自分たちの使っている公務員の給与を切り下げたり、昇給昇格をストップしたいと思はれる団体の長がおつたについては、大蔵大臣並びに自治庁長官においては、私はもう委員長にしかたれませんが、これだけにしますが、通常国会において、これは抜本的ないろいろ御措置をお考えになることもまことにけっこうです。その際にこういう既得権を剝奪された公務員に対しては、正常な姿に立ち帰るやうに御努力を願ひたいと存じますが、いかがですか。

○国務大臣(一萬田尚登君) ぐもつともなことを思ひます。鋭意努力いたしを申し上げます。

○国務大臣(太田正孝君) 同様なことを申し上げます。

○小林武治君 議事進行とちよつと申し上げたいのですが、大体申し合せの都合もあります。委員長として、まあわれわれ委員会の申し合せによつて議事を運営するのがその責任であると思ひます。で、今これからどうしようと思つておられるか、その点伺ひたい。

○委員長(松岡平市君) 私は先ほど来申し上げましたやうに、大体皆様とお約束した通りでやつていきたいと思ひますが、多少のところは、委員会の運営上時間の多少のところは、やむを得ないと思ひます。中田君の御質問はなるべく簡便に短時間で御終了願ひたいと思ひます。

○中田吉雄君 この法案の第十条の第二項です。議事あるいは委員会の事務局を兼務するという規定です。これは自治法にもあるにもかかわらず、こういうふうにかえられた基本的なお考えをお伺ひしたい。これは非常に地方自治の根本に触れるのです。議決機関と執行機関との兼務規定、この問題を一つ伺ひたい。

○政府委員(鈴木俊一君) この点は自治法にも同様な趣旨の規定が根本法としてあるわけでございしますが、何分このやうな非常に苦しい再建をやらなければならぬ団体のごときでございしますから、そういう団体に対しては、そういう根本法に定めてありますやうな兼職の規定がもう少し簡便にできるようにしたらどうであらうか、当委員会等の申し出がございせんども、団体として、要するに長の方から話を持ち出して兼務というやうなことがで

ては、委員会や議事が相当な赤字の責任を負うべきだと、それをやはりコントロールするには兼務しなければならぬという意味であるのですか、どうですか。

○政府委員(鈴木俊一君) これは決して兼務でなければいぬという意味でございせんども、団体が兼務させるといふやうなことで何らかの簡素化の措置を講じようという場合には、この規定を使つておやりになつたらよろしいと、こういうことでございします。

○中田吉雄君 ちよつとも一回御説明を……

○政府委員(鈴木俊一君) この規定は、これで必ず再建団体が兼務方式をとらなければいけないというわけではございせんども、もしその団体がこういうやうな方式を使つて行政の簡素化をして若干でも経費を節約したいというのなら、この規定をお使いになつたらよろしい、根本法の規定よりもその意味で簡単にしてある、こういうことでございします。

○中田吉雄君 この再建法案というものは、流れました自治法の一部改正とこれは一体のものとして私はやはり出ていると思ひます。いろいろな修正をされた底を流れるものは、やはり一体のものとして、たとえば議会の開会の数とか、常任委員会の問題とか、委員の報酬というやうなものは、やはり赤字の問題、再建の問題等と特にこの法律は私一体のものとして出ていると思ひますが、私はこういう再建方式、地方自治の考え方には根本的に反対ですが、しかしこの両者は相俟つて初めて、こういう立場に立つた人の考えからいけば、これはこの一方だけ通つ

たつて、このあとの自治法に出されたやうな問題が修正されぬと、私はこういう考えに立つて再建をやらうとする際には、これはもう初めから私は不可能だ、われわれはこういう形式については反対だ、少くとも両者を防止し、立て直すためには、この二つが両輪のやうな形で私は出ておつたと思ひますが、その関係はどうですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 私どもは根本法の地方自治法の改正につきましても検討はいたしておりますが、その再建促進特別措置法は特別措置法として十分作用し得るものと考えております。

○中田吉雄君 私はまあこれは水かけ論になりませんが、これだけではどうして再建できない、そのことはもう今からたなごころをさすほどはつきりしていると思ひます。何と云つたつてこれは両者が一体のものとしてやはり赤字を防止し、そうして立て直すという思想がそこには流れておつたと思ひます。これは水かけ論になるから申し上げませんが、そこで自治庁長官にお伺ひしますが、賠償、防衛庁経費の増大、軍人恩給の問題等から見て国家財政がますます膨張し、地方財政との調整の問題が大きな課題になると思ひます。が、この民主化の問題と能率化の問題とをどういふやうに調整をとられることが、地方自治を進展させる上に大切であるか、能率を増進し、経費を節約するためには、もう民主化は犠牲にしてもいいという考えをとられるか、あるいは能率化と民主化との調和的な何をやられるか、その辺の考えを、これは来年度のやはり地方自治法の改正そ

の他に、昨日小林さんが申されたが、基本に触れるんです。民主化と能率化との調和いかんという問題についてお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(太田正孝君) 申し上げるまでもなく民主化第一でございます。ただ今回のこの法案の中にも、多少の制限と申しますか、ありますが、これは年限を限つておること、特別な措置と私は思つて、民主化というものはどこまでもやつていかなければならぬ、こう考へております。

○中田吉雄君 まだたくさんあります。昨日小林議員が念を押された点は非常に重要な問題だと思ふのですが、私はやはり日本のような地方自治の、この民主化の洗礼の浅いところは、やはり能率化と民主化とをどちらを選ぶべきかという際には、やはり民主主義を育てるために、若干能率化の問題を犠牲にし、経費はかさんでも、やはり当分民主化の線を貫くべきだと思ふ考へを持つてゐるわけでありまして。御答弁は求めませんが、民主化と能率化が競合した際には、民主化の洗礼の浅いのが国においては、地方自治を育てるためには、やはり民主化を選ぶべきだ、従つて委員会その他の改正等については、きわめて慎重であるべきだ、そういうことはわが日本社会党の地方自治に対する基本的な考へですから、うかうか修正案なんか出しまして、またこのあとのようなことになりまして、また、徒勞にならぬように今から一つ念を押しておきます。

○委員長(松岡平市君) 同案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。同案について御意見のおありの方はそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお修正、付帯決議案等がありましたら、討論中にお述べを願ひたいと存じます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松岡平市君) 速記をつけて。なお討論について明確にいたして、同法案を同時に議題にいたして、案一括の御討論も差しつかえないし、また委員の方で別々の御討論をなさることも差しつかえないと思ひます。さう、さうお取り計らいを願ひたいと思ひます。

○加瀬亮君 私は日本社会党を代表いたしましてこのたび提案されております地方財政措置に関する二つの法案に対し反対をいたします。

反対理由の第一は、政府の赤字打開の基本方針の不確実、不明確な点であります。自治庁長官はその基本方針の説明におきまして、過去の赤字のたな上げを再建法によつて行いこれに今までの赤字をまざるなくして、さらに将来再び赤字発生をしないための赤字原因の除去を三十三年度の財政措置と来たる三十一年度の財政措置で解決するのである、かういふふうな説かれておるわけでありまして。そうであるならば、三十一年度における財政計画と再建法というものは切り離せないはずだと思ふのであります。すなわち将来赤字発生原因の除去のための政府における財源補充策といふものがまざる補充されまして、明年度以降の地方財政のワケが見

通され、この基礎の上に新しい地方財政計画が示され、その財政計画のもとに地方の再建計画が合理的に進められる、かういふ順序を追つていなければならぬと思ふのであります。しかしかういふ点のたび提案された再建法等におきましては明年度以降の計画といふものには何らのつながりも関連も講じられておりません。すなわち再建計画を立つべきも地方の不足財源の内容がいまだかつて不明確でありまして、また明年度以降の財政収入のワケといふものも全然予想ができておりません。さらに三十三年度の措置にいたしましては、今小笠原委員から種々指摘をされた点でもありますが、給与費といふものが全然除かれておりますし、實際上の赤字を削るという方法は完全にはとられておりません。また再建法によりまして二十八年度までの赤字分は対象にされておりますけれども、二十九年度といふものは全然はずされております。追つて措置をされるというところでありますが、再建法といふものを進めるならば二十九年度そのものも対象された上に再建法を進められなければならないのはなほその意味を失うものであると思ふのであります。

地方の赤字につきまして以上のように結論をするならば、どの分を地方の責任として、あるいはどの分を政府のみずからの責任として、かういふたような責任分担といふものがまだ明確にはなつておりません。これらを明確にするためにも、特に地方交付税の地方財源繰入率の適否判定を行うべき基礎となる地方財政計画といふものが根本的に検討をされなければならぬといはずでございますが、かういふ点に

つきましては全然まだ触れられておらないのでございます。問題の核心の地方財政計画を現実の実態に即したものに作り変へることが新計画の前提とならなければならぬと私は思ふのであります。この確立された前提のもとに基本方針といふものは立てられていかないのであるならば、その基本方針といふものはまだなほは合理性を欠くものであると指摘をせざるを得ないのであります。

反対の第二点は、国の地方行政に対する認識がなほ不足をしておるのではないかと、かういふ点であります。政府の提案説明によりまして、地方団体の赤字解消の基本方針の具体化について詳細な検討の上で結論を出すべきである、かう説かれておるものであります。ところが、詳細な検討の結論といふものはまだついておるというまだ数字がないのであります。従つて逆に、すでに提案されております二法案につきましても当然ある程度の地方行政財政の実態がつかまれておつて、たとへば国との見合いにおきまして地方の緊縮度合いが検討され、あるいは節減の幅といふものがどの程度かを認識される、かういふたような点が解決されておらなければならぬと思ふのであります。しかしかういふ検討といふものは全然怠られており、地方の認識においても欠けるものが多々あることを私どもは発見をいたすのであります。例示をいたしますと、たとえば委員会の質疑の過程においていろいろ述べましたように、行政規模におきましてもあるいは公務員の数等の地方と国との比較におきましても、あるいは財政膨脹率

の国と地方との比較におきましても、あるいは国税と地方税の伸びの比較におきましても国と比べて地方がはなはだしく冗漫であるといふ具体的な例はあげることができないのであります。むしろ国の方の膨脹あるいは国の方の冗漫といふものがむしろ地方よりは指摘されるという面をわれわれは発見せざるを得ないのであります。節減の度合いにおきましても昇給ストップの府県は四月分が二十府県、七月分に至りましては三十四府県もあります。宿直、超勤手当、旅費その他におきましては委員会の過程において指摘をした通りでございます。特に私は自治庁側に御反省をいただきたいと思いますのは、三十三年度地方財政計画といふものは相当削減をいたしました。極端に削減をいたしました方式をもつて臨んでおります。行政事務の簡素化、経費の節減、補助金の整理、行政整理、かういふ方針を極端にとつておるのであります。かういふ地方団体側と国家財政とを比べますと、地方団体と同じような限度において国の節減が行われてゐるというふうには私どもは思われません。例をあげるならば今度の百六十億の財源をいたしまして、公共事業費その他をいろいろ削つておりました、しかもなお年末手当に〇・二五カ月分というものをやすやすと出しておるのであります。しかしながら地方はさつき言つたように昇格時期にきておりまして、これと比べたとき、まして緊縮の度合いが国と地方で平等であるといふことには私どもは理解をすることはできません。政府はこのような地方財政の現況といふものの認識を、はなは

つきましては全然まだ触れられておらないのでございます。問題の核心の地方財政計画を現実の実態に即したものに作り変へることが新計画の前提とならなければならぬと私は思ふのであります。この確立された前提のもとに基本方針といふものは立てられていかないのであるならば、その基本方針といふものはまだなほは合理性を欠くものであると指摘をせざるを得ないのであります。

反対の第二点は、国の地方行政に対する認識がなほ不足をしておるのではないかと、かういふ点であります。政府の提案説明によりまして、地方団体の赤字解消の基本方針の具体化について詳細な検討の上で結論を出すべきである、かう説かれておるものであります。ところが、詳細な検討の結論といふものはまだついておるというまだ数字がないのであります。従つて逆に、すでに提案されております二法案につきましても当然ある程度の地方行政財政の実態がつかまれておつて、たとへば国との見合いにおきまして地方の緊縮度合いが検討され、あるいは節減の幅といふものがどの程度かを認識される、かういふたような点が解決されておらなければならぬと思ふのであります。しかしかういふ検討といふものは全然怠られており、地方の認識においても欠けるものが多々あることを私どもは発見をいたすのであります。例示をいたしますと、たとえば委員会の質疑の過程においていろいろ述べましたように、行政規模におきましてもあるいは公務員の数等の地方と国との比較におきましても、あるいは財政膨脹率

の国と地方との比較におきましても、あるいは国税と地方税の伸びの比較におきましても国と比べて地方がはなはだしく冗漫であるといふ具体的な例はあげることができないのであります。むしろ国の方の膨脹あるいは国の方の冗漫といふものがむしろ地方よりは指摘されるという面をわれわれは発見せざるを得ないのであります。節減の度合いにおきましても昇給ストップの府県は四月分が二十府県、七月分に至りましては三十四府県もあります。宿直、超勤手当、旅費その他におきましては委員会の過程において指摘をした通りでございます。特に私は自治庁側に御反省をいただきたいと思いますのは、三十三年度地方財政計画といふものは相当削減をいたしました。極端に削減をいたしました方式をもつて臨んでおります。行政事務の簡素化、経費の節減、補助金の整理、行政整理、かういふ方針を極端にとつておるのであります。かういふ地方団体側と国家財政とを比べますと、地方団体と同じような限度において国の節減が行われてゐるというふうには私どもは思われません。例をあげるならば今度の百六十億の財源をいたしまして、公共事業費その他をいろいろ削つておりました、しかもなお年末手当に〇・二五カ月分というものをやすやすと出しておるのであります。しかしながら地方はさつき言つたように昇格時期にきておりまして、これと比べたとき、まして緊縮の度合いが国と地方で平等であるといふことには私どもは理解をすることはできません。政府はこのような地方財政の現況といふものの認識を、はなは

つきましては全然まだ触れられておらないのでございます。問題の核心の地方財政計画を現実の実態に即したものに作り変へることが新計画の前提とならなければならぬと私は思ふのであります。この確立された前提のもとに基本方針といふものは立てられていかないのであるならば、その基本方針といふものはまだなほは合理性を欠くものであると指摘をせざるを得ないのであります。

だ欠いた上に財政措置というものを立てて参りまして、その財政措置そのものはなほ不確実、不明確なものと云わなければならないと思うのであります。

反対の第三は補充財源の点であります。政府特に大蔵省は地方財政審議会の勧告、あるいは地方制度調査会の答申でありましたが、たび重なり出たわけでございますが、これに對しましては緊縮財政をたてにとりまして、財源発見の困難というものを理由といたしまして、かたくななほど反対の態度を持して参ったのであります。しかしながら国家財政には余裕がないということには私もこれだけでは言い切れないと思つてあります。具体的な例をいたしまして委員会で指摘をいたしました通り、防衛庁費を一瞥いたしましたら、防衛関係の決算額によりまして、二十六年は不用額が十二億、繰り越し額が百五十一億、二十七年不用額三十二億、繰り越し額が二百八十九億、二十八年は不用額が十四億、繰り越し額が二百五十七億、不用額だけを合算しても六十億に及ぶ、その繰越額の歳出予算に對するパーセントは四三ないし四九%となつてゐる、こういう点を指摘いたしますと大蔵大臣も主計局長もこれを認めてゐる。なぜこれをやれないかという、分担金の関係があるし、諸般の事情によつてと、こう言つてゐる。一体分担金の関係とはどの國とのつながりによつてこういう制約を受けるのか。諸般の事情とは一体どういふ諸般の事情なのか。私どもは財源がないのでもなければ、あるいはまた出し得ないところの特殊の事情が國內にあるわけではな

い。こういう関係の中に國民の納めた税金が率直に國民の手に戻つてこない、こういう事態というものはなほだ奇怪な感じを持たざるを得ないのであります。

反対の第四は再建法によりましては自治権の喪失を予想せられる。こういう点であります。中田委員の指摘をいたしましたように再建法の問題は前國會からたびたび問題になつておりました、たとえば造船、電力、石炭等の大資本に對する政府の援助と地方団体に對する援助とはなほ片手落ちを感ぜざるを得ないのではないかと。あるいは財政そのものに問題があるのではないかと。その他いろいろの点が指摘されてきたわけでございますが、今度の政府の施策を待ちましても、今度の点は何ら修正されておられません。で、このまま再建法というものを施行するといつたしますと、さっきの中田委員の御指摘のように人員整理の施行、あるいは徴税の増行、あるいは極度の行政費の削減といったようなことがたび重なり参りまして、当然地方住民が受けなければならぬところの、行政的な恩恵というものがからも地方住民は切り離される、こういうふうな準禁治産者の立場に追いやられるといふことは自明のことでございます。そういうことは政府が最小の犠牲におきまして、地方団体あるいはその住民の最大の犠牲によりまして、行なつてゐるというふうな批判せざるを得ないことになりま

す。赤字解消ができ上りましたときに、自治行政は停止されておつた、こういうことでございまして、まあ俗に言う角をためて牛を殺すの愚を繰り返すといふことになると思つてござい

ます。問題はこの法案が果して赤字を解消し得るかどうか、そして地方自治を守るのかという点に尽きると思つてございしますが、自治庁長官の御答弁によりましては、当然財政再建計画は必要な条件を相変らずつける権限が残つておるわけでございしますから、さらに昨日の御説明によれば、來國會においては自治法の改正もくろまれておるようでございまして、この自治法の改正とこの自治庁長官の権限というものが相待ちますときには、再建法が前國會で上程されましたとき論議の焦点となりまして地方自治そのものが、再建法によつてそこなわれてくるという心配をわれわれがもう一回認めないわけにはいかぬという事態を憂はるわけでございします。また當然に來たるものは地方議會の権限の縮小といふこともなろうし、そうなる参りますものと、民主主義の育成される場といふものをばまれてくることになるわけでございします。で、われわれは憲法の基本をいたします自治の権限といふものを、こういうような一方的な意圖によりましてそこなわれていくといふことには反対をしないわけには参らな

いのでございします。もしもこういうふうな点で今一步の後退をいたしますならば、やがてそれは地方自治にとつての百歩の後退となるといふことを憂はるものであります。地方自治を守ることはすなわち私どもの基本的人権を守ることにも通ずる点でもありますので、俗に言うところの官僚の権力を復元といふことのために、これが利用

されるものになるような再建法といふことであるならば、こういつたような方向に對してはわれわれは反対せざるを得ないのであります。以上反対の理由を申し上げまして討論を終ります。

○小林武治君 私は録風會を代表して、ただいまの兩法案に賛成するものであります。ただし今回の臨時國會は地方財政を再建する、このために開かれたのであります。提案された法案はいずれもこれは一時的のもの、應急的な強硬策にすぎない。すべての問題は後日に譲られておるということを非常に遺憾とするものであります。しかしながら現在すでに地方等の窮状はきわめて深刻なものであるものでありまして、やむを得ずこの強硬策にわれわれも賛成せざるを得ない、こういう事態に相なるのであります。先ほどお話がありましたように、この地方財政再建措置法といふものが、私は前回提案された自治法の改正案と全く車の両輪のごとき関係にあるものと信じておるものであります。従ひまして前回私どもはこの法案だけの審議はできないといふことまで申したことがあるのであります。さういふ意味におきまして、遺憾ながらこれらの解決は後日に回されるということであるのであります。が、数日來の本委員會の審議におきましても、自治庁の長官は自治法の改正は次の國會に必ず出す、こういうことをはつきり言明されておられますし、またこれに関連しまして、教育委員會の廃止もしたり、あるいは公務員の停年制をせむ実施する、こういうふうなことはつきりした言明が参りますのでこれを信用いたしまして、私はこの際これをおまかせする。先ほど中田委員の御主張も一つの御主張であります

が、この御主張はわれわれの主張とは相當の距離のあることを遺憾とするものではあります。が、ともかく私どもは地方自治もむろん大事だが、これにまた一つの限界が必要であるといふこともわれわれは考へておるのであります。その意味におきまして、いわば次の國會においてこれらの根本的な問題が解決されるということをお條件として、これに賛成するということをおあらためて強く申し上げておきたいのであります。なおこの再建措置法につきま

しては、私はしばしばこの委員會において、この法律の施行といふことは、ある程度自治の制限の伴うのはやむを得ない、こういうふうな考へておつたのであります。若干のあるいは政府がこれに關する規定があつたのであります。が、衆議院においてこれがほとんど削除されておることを私どもはきわめて遺憾とするものであります。特に利子補給のごときも、政府原案の二分が五分に増額された。これは一般の健全財政を堅持した府県に對する關係において、これは不公平である。いわば世間では正直者がばかを見る、こういうふうな批評さえあるものであります。この点もできるなら私は修正をしたいといふことを念願しておつたのであります。が、自治庁の説明では、この五分を一律にやるのじやない、これらはそれぞれの地方団体の事情に応じて段階を設けてこれを支給するといふことであります。で、一応それを信用してがまんする。こういうことで衆議院修正のこれらの点については、きわめて私は不満であるのであります。が、これらの是正も後日に期することにして、ともかく地方財政

が非常に困窮しておるその事態にかんがみまして、この際はやむなく衆議院案をそのまゝわれも承認することにして、これに賛成するものであります。

○伊能芳雄君 私はこの両法案につきまして、一つ一つ分けて賛成討論をいたします。

まず地方財政再建促進特別措置法案でありますが、この法案の中には、審議の過程にいろいろ現われて参りましたように、私どももいたしまして、不徹底と思われるもの、あるいは多少適切を欠くと思われるものなどを見出すのであります。法の成立を急ぐために小異を捨てて大同につくという見地から賛成するものであります。成立の上実施に当っては、特に赤字を生じたことが、この団体の運営のつたなきがあったにいたしまして、戦後の重大課題である地方行政民主化への途上において、やむにやまれず受けたところの所産であるというふうに思ひをいたしまして、数年間いわゆる準禁治産者たる立場に立たされる再建団体に對しましては、政府は法をたてにいたずらに威嚇的であつたり、あるいは強圧的であつたりすることなく、常に親が病む子をみとる深い思いやりの態度をもって対処してもらいたいこととあります。なお先ほど委員長からも特に政府側に対して希望を申し述べておりました再建債三百億円は、昨日の鈴木次長の御答弁、あるいはきょうの大蔵大臣の御答弁、いずれも一応このワケといたうものはそこだわる必要はないので、赤字たな上げに必要なものについては十分考慮するということを言っておりますが、必要な場合には遅滞なく

このワケを広げること、また再建債の利子は三分五厘以上の部分を五分の範囲で国が補給することに對して二般地方債については政府資金の利率を引き下げて均衡を得せしめる最善の努力をすべきである、この二点を特に強く要望したのであります。この点につきまして以下付帯決議を付したいと考えるのであります。

地方財政再建促進特別措置法案に對する参議院地方行政委員会付帯決議(案)

地方財政の再建については現下の地方財政状況にかんがみ、政府は既定の計画に加え、早急に次の諸措置をとるべきである。

一、再建債の額二百億は二十八年度までの赤字額に對する措置であるから、二十九年度の赤字増加額と見合い、必要の額を早急に増額すること。

一、再建債の利子は三分五厘以上の部分を五分の範囲で国が補給するにかんがみ、一般地方債については政府資金の利率を引き下げて均衡を得しめるよう努力すること。

右決議する。

次に昭和三十年度の地方財政に關する特別措置法案について申し上げます。

出すようなことになるのではないかと、いろいろな心配があるのであります。が、これらにつきましては、すでに審議の過程において政府側から十分なる考慮をするという答弁もありましたので、一応賛成いたすものでございませう。この際これにつきましては、さういふ意味から付帯決議を付したいと考えます。

昭和三十年度の地方財政に關する特別措置法案に對する参議院地方行政委員会付帯決議(案)

政府は現下地方財政の窮乏に對処し次の措置を講ずべきである。

一、昭和三十一年度において地方行政財政制度に關する根本的対策を樹立し地方財政計画に遺漏なきを期し、もつて赤字の流出を防止すること。

二、今回の地方公務員に對する期末手当の財源捻出不能分については通常国会において必要な財政措置を講ずること。

三、公共事業費の繰延べについては事業の実施に實質的に支障を來たさざるよう万全の措置を講ずること。

右決議する。

以上をもちまして私の賛成討論を終ります。

○委員長(松岡平市君) 他に御発言がなければ討論は終局したものと認めて御異議ございせんか。

○委員(松岡平市君) 御異議ないものと認め、これより採決をいたします。まず地方財政再建促進特別措置法案を問題に供します。

衆議院で修正の上送付されたものが原案でございます。

本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(松岡平市君) 多数でございます。よつて本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に討論中に述べられました本案に對する伊能君提出の付帯決議案を議題といたします。

伊能君提出の付帯決議案を本委員会に可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(松岡平市君) 多数と認めます。よつて伊能君提出の付帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に昭和三十年度の地方財政に關する特別措置法案を問題に供します。

本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員(松岡平市君) 多数でございます。よつて本案は多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に討論中に述べられました本案に對する伊能君提出の付帯決議案を議題といたします。

伊能君提出の付帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

○委員(松岡平市君) 多数と認めます。よつて伊能君提出の付帯決議案は、多数をもって本委員会の決議とす

ることに決定いたしました。

なお本案について、本院規則第四百条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございせんか。

○委員(松岡平市君) 御異議ないものと認め、よつてさうに決定いたしました。

それから報告書には多数意見者の署名を附することになっておりますから、本案を可とされた方々は順次御署名を願います。

多数意見者署名
石村 幸作 伊能 芳雄
小崎 治和 高橋進太郎
齋藤 昇 小林 武治
安井 謙 佐野 廣
岸 良一 館 哲二
笹森 順造

○委員(松岡平市君) 御署名漏れはございせんか。……ないと認め、暫時休憩いたします。

午後一時三十六分休憩
〔休憩後開会に至らなかつた〕

十二月十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

奄美群島復興特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他の海岸を防護するための施設に関する工事で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの
----	--

を

海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他の海岸を防護するための施設に関する工事で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの
----	--

に改める。

都市計画	都市計画法（大正八年法律第三十六号）第三条に規定する都市計画事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの
------	---

に改める。

別表第二中

保健、衛生及び社会福祉施設	地方公共団体の設置する保健、衛生及び社会福祉施設の整備、内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの
---------------	--

を

保健、衛生及び社会福祉施設	地方公共団体の設置する保健、衛生及び社会福祉施設の整備、内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの
---------------	--

に改める。

土地地区理画	土地地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三条第三項の規定により土地地区画整理事業で内閣総理大臣が主務大臣と協議して指定するもの
--------	---

附則
この法律は、公布の日から施行する。

十二月十五日日本委員会に左の案件を付託された
一、奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案

昭和三十年十二月二十二日印刷

昭和三十年十二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局